

【医薬品名】 ペニシラミン (50mg・100mg)

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[禁忌] の項の〈関節リウマチ〉を

「血液障害のある患者及び骨髄機能の低下している患者〔再生不良性貧血等の重篤な血液障害を起こすおそれがある。〕」

と改め、[原則禁忌] の項の〈関節リウマチ〉の

「骨髄機能の低下している患者〔重篤な血液障害等を起こすおそれがある。〕」

を削除する。